

改正後

(検定証印を付する部分)

第二十四条 検定証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合にあつては、特定計量器の通常の使用状態において見やすく消滅しにくい本体の部分又は本体に取り付けた金属片その他の物体に付さなければならぬ。

(有効期間満了の表示)

第二十五条 検定証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合にあつては、法第七十二条第二項の規定による検定証印の有効期間の満了の年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により、検定証印に隣接した箇所(金属片その他の物体に検定証印を付する場合にあつては、その裏面を含む。次条において同じ。)に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は西暦年数を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。

様式一 三 「略」

2 「略」

(検定を行った年月の表示)

第二十六条 検定証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合にあつては、法第七十二条第三項の検定を行った年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又はすり

改正前

(検定証印を付する部分)

第二十四条 検定証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合にあつては、特定計量器の本体の通常の使用状態において見やすく消滅しにくい部分又は本体に取り付けた通常の使用状態において見やすく消滅しにくい金属片その他の物体に付さなければならぬ。

(有効期間満了の表示)

第二十五条 法七十二條第二項の規定による検定証印の有効期間の満了の年月の表示を打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により付する場合にあつては、検定証印に隣接した箇所(金属片その他の物体に検定証印を付する場合にあつては、その裏面を含む。次条において同じ。)に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は西暦年数を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。

様式一 三 「略」

2 「略」

(検定を行った年月の表示)

第二十六条 法七十二條第三項の検定を行った年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により(分銅、おもり及び令附則第五条第一項の経済産業省令で定める非自動はかり

付け印により（分銅、おもり及び令附則第五条第一項の経済産業省令で定める非自動はかりであつて、これらの方法により検定を行った年月を表示することが、構造及び使用状況からみて著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定めるものにあつては、経済産業大臣が定める方法により）、検定証印に隣接した箇所に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は西暦年数を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。

様式一～三 「略」

（はり付け印による検定証印の表示）

第二十六条の二 検定証印をはり付け印により付する場合は、経済産業大臣が定める様式により付するものとする。

2 「略」

（装置検査証印）

第二十八条 「略」

2 「略」

3 法第七十五条第三項の装置検査証印の有効期間の満了の年月は、打ち込み印又は押し込み印により、タクシーメーターにあつては前項の規定により装置検査証印を付した金属片その他の物体の裏面に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は西暦年数を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。

であつて、これらの方法により検定を行った年月を表示することが、構造及び使用状況からみて著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定めるものにあつては、経済産業大臣が定める方法により）、検定証印に隣接した箇所に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は西暦年数を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。

様式一～三 「略」

（はり付け印による検定証印の表示）

第二十六条の二 はり付け印の形状により検定証印を表示する場合は、経済産業大臣が定める様式により付するものとする。

2 「略」

（装置検査証印）

第二十八条 「略」

2 「略」

3 法第七十五条第三項の装置検査証印の有効期間の満了の年月は、打ち込み印又は押し込み印により、タクシーメーターにあつては前項の規定により装置検査証印を付した金属片その他の物体の裏面に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は年を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。

様式一

2017
11

様式二

2017.11

様式三

2017 11

4
〔略〕

(型式承認表示等)

第三十五条 型式承認表示及び法第八十四条第二項の型式承認表示を付した年の表示は、本体の見やすい箇所、明瞭に次の様式一又は様式二（法第八十四条第二項の場合にあつては、様式三から様式六までのいずれか）により付するものとする。この場合において、様式三から様式六までの右又は下の数字は、型

様式一

6
11

様式二

6・11

様式三

6 11

4
〔略〕

(型式承認表示等)

第三十五条 型式承認表示及び法第八十四条第二項の型式承認表示を付した年の表示は、本体の見やすい箇所、明瞭に次の様式一又は様式二（法第八十四条第二項の場合にあつては、様式三から様式六までのいずれか）により付するものとする。この場合において、様式三から様式六までの右又は下の数字は、型

式承認表示を付した西暦年数を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。

様式一～六 「略」

(定期検査済証印)

第四十八条 法第二十四条第一項の定期検査済証印及び定期検査を行った年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又ははり付け印により、次の各号に定めるところにより付するものとする。この場合において、定期検査済証印には、定期検査を行った都道府県若しくは特定市町村又は指定定期検査機関の名称（以下この条において「名称」という。）を定期検査済証印に隣接した箇所に表示するものとする。

一 定期検査済証印の形状は、次の様式一又は様式二のとおりとする。この場合において様式一中の円内の数字及び様式二中の円内の上の数字は定期検査を行った年の西暦年数を表すものとし、様式一中の円外の右下の数字及び様式二中の下の数字は月を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。

様式一・二 「略」

二 「略」

2・3 「略」

(計量証明検査済証印等)

第五十六条 法第十九条の計量証明検査済証印の形状は、次のとおりとする。この場合において、様式中円外の右下の上の数字は計量証明検査を行った年の西暦年数を表すものとし、様式

式承認表示を付した西暦年数を表すものとする。

様式一～六 「略」

(定期検査済証印)

第四十八条 法第二十四条第一項の定期検査済証印及び定期検査を行った年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又ははり付け印により、次の各号に定めるところにより付するものとする。この場合において、定期検査済証印には、定期検査を行った都道府県若しくは特定市町村又は指定定期検査機関の名称（以下この条において「名称」という。）を定期検査済証印に隣接した箇所に表示するものとする。

一 定期検査済証印の形状は、次の様式一又は様式二のとおりとする。この場合において様式一中の円内の数字及び様式二中の円内の上の数字は定期検査を行った年の西暦年数を表すものとし、様式一中の円外の右下の数字及び様式二中の下の数字は月を表すものとする。

様式一・二 「略」

二 「略」

2・3 「略」

(計量証明検査済証印等)

第五十六条 法第十九条の計量証明検査済証印の形状は、次のとおりとする。この場合において、様式中円外の右下の上の数字は計量証明検査を行った年の西暦年数を表すものとし、様式

中円外の右下の下の数字は月を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。

2017
11
正

2

〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

中円外の右下の下の数字は月を表すものとする。

2017
11
正

2

〔略〕